

令和5年3月16日

## 意見陳述書

中江美則

私は平成24年4月に京都府亀岡市で、小学校の集団登校の列に当時18歳だった無免許の少年が運転する軽乗用車が突っ込み、2名の児童とともに付き添いで妊婦だった長女の幸姫（当時26歳）とそのお腹の中の孫を亡くした中江美則と申します。今日は意見を聞いていただく機会をありがとうございます。

### 1 亀岡事件記録廃棄の知らせを受けて

まず、私が、初めて少年審判の記録が廃棄されていることを知らされたのは、裁判所ではなく報道機関からでした。私は今被害者支援や更生保護などに取り組む団体を立ち上げ、仕事の傍その活動を行なっていますが、その活動のため地方を訪れているときに報道関係の方からその事実を聞かされました。その事実を聞いた時は、被害者遺族に意向確認もなく連絡もなく廃棄されたことに驚きショックを受けました。正直、裁判所によって、この事件が終わらせられたのかという辛い気持ちと、また娘が殺されたんやという思いでいっぱいになりました。その後、報道で取り上げられていましたし、調査していると聞いていましたので、裁判所からなんらかしらの説明があるのかと思っていましたが、裁判所からはなんの連絡も説明もなく、時間が過ぎて行き、このまま声を上げないと意見を聞いてもらうことも説明もしてもらえないのかと思い、要望を送らせていただきました。

### 2 被害者にとっての事件記録

私たちの事件では、少年6人が逮捕されました。そのうち3人が逆走となって起訴されましたが、残る3人は京都家庭裁判所で保護処分となりました。そして今回、娘の事件では、起訴された3人の事件記録で検察庁に送られなかったものを含め、6人全員の記録が廃棄されています。

被害に遭った娘の事件記録をゴミのように捨てられシュレッダーにかけられたのかと思うと、娘の写真を載せたビラを道端に捨てられるくらい腹が立つことであり、裁判所の人は、せめて廃棄する時に、亡くなった被害者に手を合わせてくれたのだろうかと思わずに怒りすら感じました。

私たちの事件は、少年がグループで夜通し運転するという危険な行為をしていたにもかかわらず、事件後、（事件の直前に車を降りているからとか、）無免許で運転しながら悪質な運転やのに技能を有するからとか、居眠り運転して事故を起こしたんで都合よく

過失運転だとか、少年に責任がないかのような理不尽な法律の壁に苦しめられました。しかし、そんな理不尽に負けないために、亀岡事件遺族らは署名活動などを行い、無免許運転に関する法を動かしました。

私たちの事件は、史上まれに見る悲惨な重大事件と言われています。私は、娘の事件は、「交通事故」の言葉では済ませられない「事件」であると思っています。

最高裁判所の内規などで、史料的価値の高いものなどは保存すると聞きました。私たちの記録が今回、史料価値なしと言われたことのショックは大きく、新たな傷を負わされた気持ちでいます。

事件後、少年審判をしている間も、そしてその後も、被害者は事件のことを司法に託すしかないとする思いでいたその時のその記録です。実際、少年審判の大量の記録を被害者は十分に見ることすらできません。少年審判の記録は、事件直後に警察・検察・家庭裁判所が加害少年についても、調べた記録であり、娘の叫びが詰まった記録でもあります。これを処分されたことはショックでしかありません。

### 3 少年事件記録の持つ社会的な意味

繰り返しになりますが、亀岡事件は単なる「交通事故」ではなく「事件」であると思っています。交通事故で済まされると、将来、同じような事件が起きるのではないかと不安は拭いきれません。被害者は、苦しみから解放されたいと前を向いて生きようとしても眼を背けたいほどの残忍で理不尽な犯罪が次々に報道で見えてくることで、またさらに苦しみ、正直、今も自分は地獄から逃げきれないと思う毎日です。

だからこそ、私たちのような被害者をこれ以上増やしてほしくないという強い思いを持っています。そうならないよう少年事件の記録も残して、それを専門家等に検証してもらいたいです。今後残せない理由があるのであれば聞かせてください。

亀岡事件では少年らが最悪の事件を起こしましたが、今も不安定な少年が増えていると思います。このような最悪な事件発生を防ぐために、社会の大人、教育者であっても事件記録を確認できるように記録を保存しておくべきなのではないでしょうか。亡くなった被害者は何も語るすることができません。そんな中で少年が26歳に達したからと事件記録が廃棄されてしまえば、加害少年の一方的な言い分だけが事実になってしまいます。

今後起きた少年の重大事件に対して、裁判所は、過去の事件を廃棄して、想定外とし過去の事案を無視して解決、判決を言い渡せるものなのではないでしょうか。自分たちの事件などは通常に起きるとるに足らない驚きのない事件と裁判所から言われている様に思っています。もしまた今後将来廃棄された事件と同じような事件が起こったら、判例なき、資料なきと、裁判所は、被害者の願いを退け処分を言い渡すのでしょうか。

#### 4 被害者としての要望

##### (1) 廃棄理由の説明

事件記録には、必死に警察署が調べてくれた記録や血の出る苦しみの中で警察署での調書などもあったと思います。事件記録は、ただの記録ではなく、自分ら犠牲者遺族が前に立ち、諦められない生命の記録です。それを、加害者の為だけの裁判記録のような扱いで廃棄し、過ぎた事にするんですか。自分の娘の事件なのに、娘はもう歳を重ねることもできないのに、少年たちが 26 歳になりさえすれば、事件記録は廃棄される。被害者のことを無視して、裁判所はそんな簡単に捨てられるものなのではないでしょうか。大切な家族を失った遺族に追い打ちをかけたのが文書廃棄です。なぜ廃棄したのかを誠実に説明してほしいと思っています

##### (2) 全ての事件記録の保存とデジタル化

そして、そもそも、これからの審判記録は決して資料価値が高い低いで決めないで残してほしいです。被害者からすれば、価値が高いとか低いとかを押しつけられること自体に憤りを感じます。だから、どの事件の記録も残してほしいです。特に被害者が亡くなっているような事件は残して欲しいと思います。

大量の資料の保存は大変だと思います。でも、この時代であれば、文章もデジタル化できる時代です。場所がないから廃棄しますと言うのは、被害者を置き去りにした時代にあっていない考えだと思います。ぜひ全ての事件について、デジタル保存、永久保存も含めて検討していただきたいと思います。

##### (3) 被害者、遺族への配慮

資料を保存し残してもらいたいと考えていますが、もし、資料を残せないのなら、せめて各被害者遺族に廃棄の承諾を示してほしいと思います。被害者遺族が全く知らないところで、裁判所の中で、いつ、誰がどんな判断をして、どんなふうに自分たちの事件の記録が廃棄されたのか全く知らされずにいたこと、そして今回それを裁判所ではなく、報道機関の方から聞いたこと。これは、被害者に追い打ちをかけ、新たな傷を負わされるようなものです。

最後に、これから起こり得る事件に対してしっかりと奪われた無念に生命を見つめてください。そうすれば犠牲者達も救われると思いますし我が亡き娘も分かってくれると思っています。